

令和 4 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 4 年 2 月 22 日

(第 30 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和4年2月22日（火曜日）
午前10時45分 開会 午前10時59分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議事課長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

証人の決定について
証人尋問事項の協議について
証人の出頭要求について
その他

午前10時45分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、証人の決定について、証人尋問事項の協議について、証人の出頭要求について、その他です。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

初めに、証人の決定についてを議題とします。

3月23日に3名の証人に対する証人尋問を予定しておりますが、さらに証言を必要とする事項、及び追加で証人として出頭を請求する方について協議いたします。

追加で証人として出頭を要求することが必要な方について、各委員から御意見をいただきたいと思えます。提案のある方は挙手願います。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 平成21年度の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金関係で、直接事務に携わった現職の職員をお呼びしたいと思えます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 それと追加で、追加の証人の方には、実際にパワハラを受けていたのか、または、そういうことを皆さんで声を上げなかったことなどについて、パワハラ関係についてお聞きしたい。

それから、預り金の件に関しても、高齢者のことではなくて、障害関係のほうでも預り金に手をつけていたことがわかりましたので、その点についてもお聞きしたいと思っています。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 私のほうからは、調査特別委員会の最後の証人としまして、松本前市長、それから大島副市長を、当時関わっていた決裁権者として、また任命権者としてお呼びしたいと思えます。

内容としましては、今回は、任命権者、決裁権者ですので、この調査特別委員会で掲げている1から6までの項目の全てということで、全般的にお呼びしたいと考えています。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、今提案いただきました対象者について確認したいと思えます。

現職の職員ということで、仮にG氏とさせていただきますと思います。

今、お二人の委員から出た項目としましては、調査項目の順番で言いますと、預り金ということで、調査事項1、元和光市職員の不祥事に関する事項（詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預かり金管理の問題）、この内容について一つ聞きたい。それから、調査事項3、元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項。そして、調査事項4として、平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金関係。この3点について聞くということとであります。

それから、松本前市長、大島副市長におかれましては、調査事項1、元和光市職員の不祥事に関する事項（詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預かり金管理の問題）。調査事項2、公益通報、内部通報に関する事項。調査事項3、元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項。調査事項4、平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての疑義に関する事項。調査事項5、定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業の疑義に関する事項。調査事項6、その他（人事評価、第三者委員会、人事管理、事務フロー）について、証人尋問を行いたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、証人尋問事項の協議についてを議題とします。

証人に出頭を求める際には、当日どのようなことについて証言を求めるか、あらかじめ証言を求める事項を通知しておく必要がございます。

つきましては、G氏に関しましては、委員から御提出いただいた素案をお手元にお配りさせていただきます。この素案を基に協議を進めたいと思います。

現職職員G氏に対する尋問事項について協議いたします。

休憩します。（午前10時53分 休憩）

再開します。（午前10時54分 再開）

それでは、現役職員G氏に対する尋問事項としましては、先ほど申し上げたとおり、調査特別委員会が掲げている調査事項の1番と3番と4番をそのまま通知するということにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、松本前市長、大島副市長に対する尋問事項について協議したいと思います。

これにつきましては、先ほど述べましたとおり、調査事項1から6まで全て、その他に関しては、ある程度特定をするために、先ほど申し上げたとおり、人事評価、第三者委員会、人事管理、事務フローという形で、ある程度限定した形で、1から6までを通知するということが尋問事項としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、証人の出頭要求についてを議題とします。

まず初めに、証人に出頭を求める日時、場所についてお諮りします。

休憩します。（午前10時55分 休憩）

再開します。（午前10時56分 再開）

現役職員G氏の証人尋問の日程は、令和4年3月23日、水曜日、午後4時。大島副市長の証人尋問の日程は、令和4年3月25日、金曜日、午前10時。松本前市長の証人尋問の日程は、令和4年3月25日、金曜日、午後1時30分に出頭を求め、場所はいずれも全員協議会室としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、証人控室については、議員応接室としたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

また、証人に通知する、証言を求める事項については、先ほど御協議いただいた尋問事項のとおり、証人に通知をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

なお、併せて本委員会の証人尋問運営要領を証人に送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、証人G氏については、現職の職員であるということで、秘密会で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、証人G氏の証人尋問については、秘密会で行います。

主尋問については、ただいま御協議いただいた尋問事項を基に、委員長が作成することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、その他として、次回の日程について確認いたします。

次回の日程は、3月23日、水曜日、午前10時から第31回調査特別委員会を開催し、現役の職員4名に対する証人尋問をいずれも秘密会で行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、日程調整の程、よろしくお願いいたします。

本日の案件は以上になります。

そのほか、何かございますか。

〔発言する者なし〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午前10時59分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員長 安 保 友 博